

令和元年度第2回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会議事録

1. 開催日時 令和2年2月14日(金) 10:00~11:30

2. 開催場所 恵庭市民会館 視聴覚室

3. 出席者

【出席委員】 津田部会長、下原委員、佐山委員、薬袋委員、高橋光彦委員、寺田委員、武田委員、泉副部会長、高橋友春委員、高橋正俊委員、笹嶋委員 11名

【欠席委員】 なし

【傍聴者】 1名

【事務局】 保健福祉部長、保健福祉部次長、保健センター長、子ども未来部長、子ども未来部次長、子ども発達支援センター長、子ども家庭課主幹、障がい福祉課長、保健課長、子ども家庭課相談支援担当主査、保健課精神保健担当主査、障がい福祉課主査、同スタッフ

4. 内 容

(1) 開会

(2) 部会長挨拶

(3) 議事

- ① 恵庭市手話言語条例の制定及び条例制定記念イベントの実施結果について
- ② 恵庭市障がい者地域活動支援センター運営事業の事業者選定結果について
- ③ 農福連携の取組状況について
- ④ 地域生活支援拠点の整備について
- ⑤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- ⑥ その他

議事内容

- ① 恵庭市手話言語条例の制定及び条例制定記念イベントの実施結果について、事務局より説明を行う。
質疑なし。
事務局が示した内容で条例に基づく施策の推進をしていくことに了承を得る。
- ② 恵庭市障がい者地域活動支援センター運営事業の事業者選定結果について、事務局より説明を行う。

以下、質疑応答。

【委員】センターの利用対象者、利用期間、利用料を教えてください。

【市】利用対象者は、総合支援法に基づく手帳所持者もしくは医師の診断書のある方。それ以外で相談を受けた方についても、一定の基準を設け、利用の必要性を確認した上で、対応をしていきたいと考えている。利用期間については定めがなく、本人が同意をすれば利用できる仕組み。利用料も発生しない。

【委員】昼食はないのか。

【市】昼食はないが、法人が運営するB型事業所と連携し実費負担で昼食を提供することを予定している。

【委員】プロポーザル参加申し込みは何者あったのか、今回センターの場所が変わることになった理由、場所や運営事業者が変わることによる現センター利用者のメンタル面のケアについて、教えてください。

【市】プロポーザル参加申し込みは1者。これまでのセンターは市の施設だったが、公共施設管理計画により取り壊しが決まっており、このたび場所の提案も含めたプロポーザルとなった。場所が変わることは現センター利用者にとって相当なストレスであると認識しているので、相談を受けながらやっている。また、現センターの職員が新センターに継続して雇用されることとなったため、上手く心の繋ぎをやっていただきたいと考えている。

【委員】切り替えはどのように行うのか。

【市】3月中には新センターの施設の準備をして内覧会も開催するので、利用希望者には見学をしていただき、通う練習をしてもらう等準備を進めていく。

【委員】中身が充実して利用しやすいセンターにしてほしい。

【市】承知した。

事務局が示した内容で4月の新センター利用開始に向けて進めていくことに了承を得る。

③農福連携の取組状況について、事務局より説明を行う。

以下、質疑応答。

【委員】障がいのある方の休憩場所や農機具・作業服等農作業にかかる費用は、福祉事業所側・農家側どちらが負担するのか。事業所によって工賃に違いがあるのはどういった理由か。農業に関わりたい障がい者はたくさんいるが個人での参加は可能か。道の駅が新しくなるが、障がい者の雇用を考えているのかどうか、ネットワーク会議で要望が出ているのかどうか伺いたい。

【市】 通い型で実施しているところでは、トイレや休憩場所等を農家側で提供することで上手くいっていると聞いている。農機具等については、福祉事業所と農家の契約の中で決めているので一律ではない。工賃の違いについても、福祉事業所と農家の契約によって決めていることによる。また、福祉事業所が個人に工賃を分配する方法も事業所ごとに違うというのも工賃の違いの理由である。それと、個人の参加についてだが、現在は就労継続支援B型事業所の中での就労訓練という位置付けだが、一般雇用となると最低賃金での雇用になってくるので、農家が直接障がい者を雇用するといったことになるとどれくらいの作業ができるのかによってくると思うので、今は難しいのではないかと考える。道の駅での雇用についての話は、これまではネットワーク会議では上がってきていない。一つずつできることを増やしていくといった取り組みをしている。

【市】 工賃について補足だが、福祉事業所で作業能力の高い方を募って農家と契約している場合は、他の事業所より工賃が高くなってきているところである。こういった成功事例集を見て「これなら私もできそうだ」と言う障がい者が年々増えてきて、単純作業もあり慣れてくれば生産能力が上がってくる部分もあるので、成功事例集の中では単価も上がってきており、農家からもそのような情報をもらっている。

【委員】 ピーマンの選別のための用具はどこからお金が出ているのか、誰が作ったのか。

【市】 ネットワーク事務局である障がい福祉課が、費用のかからない今あるものを工夫して作った。

【委員】 収穫作業は籠とハサミがあればできる、大事なのはその後の選別・規格だと思う。規格や鮮度の選別方法は農家側で工夫するだろうし、施設等の方も障がい者側も徐々に工夫してくると思う。工夫次第ではお金のかからない方法もあるので、これにいくらかかるのかにそれほどこだわらなくてもよいと考える。それよりも調査研究で頑張ってもらいたいのは、冬季の農福連携の可能性の検討。北海道の土地柄、冬季に農福連携できる産物の研究をどんどん進めてほしい。

【市】 承知した。

【市】 最後に補足だが、これらの連携について、今までだどこの規格以外は採ったらだめだという視点であったが、色々な情報交換をしていくうちに、間違っ採ってしまったものをロスとしないで何かに利用する方法はないのかといった話し合いもできているので、そういった発展の中で色々な可能性があると思う。

【委員】間違っ採ってしまったものは、子ども食堂に提供するなど活用したりしてロスをなくして、子ども達にもっと地場産の野菜等が好きになってくれたら良いと思う。そういった工夫をしていくのがこの仕事なのではないかと思う。

【市】農家も多少のロスには理解を示した上で福祉事業所と契約をしてきているが、ロスを無駄にしないで活用する工夫をすべきだといったご意見を、農福連携ネットワーク会議に伝えていく。

④地域生活支援拠点の整備について、事務局より説明を行う。

質疑なし。

事務局が示した今後の進め方について了承を得る。

⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、事務局より説明を行う。

以下、質疑応答。

【委員】北海道の担当部署はどこになるのか。

【市】現時点では千歳保健所とのやり取りのみで、北海道の担当は決まっているものと思うが、北海道からの文書はまだ確認していない状況。

【委員】恵庭市で長期的に引きこもっている方はどれくらいいるのか、現状を教えてください。

【市】保健課では一昨年から引きこもり相談窓口のパンフレットを作り呼びかけている。30年度の実績は4名の方がパンフレットを見て窓口を把握し、相談に来ている。現在では10名以上になり数が増えてきている。それが実状だとは思っていないが、実状を把握することは大変難しく国も調査を行っているが、市としては、まずは窓口があって、民生委員や町内会福祉部の方など相談を受ける立場の方がその相談先に繋がれば良いのだなということを理解することで、把握に努めていけたらと思っている。人数や実状の把握は必要なことだと思っているが、今、回答できる範囲での回答である。

【委員】引きこもりは社会に参加しない人なので把握が非常に難しいと思うが、人口の1%と考えると700人はいるのではないかと思う。80・50問題もあるが10年後にどこでもカバーできない人がそんなにいるのかと思うと、もっと実態の把握をしっかりとやってほしい。

【市】承知した。

事務局が示した今後の進め方について了承を得る。

⑥その他

- ・追加資料に基づき、「水道料金等助成事業の段階的な廃止」「人工透析通院交通費助成制度及び重度障がい者タクシー料金助成制度の見直し」について、事務局より説明を行う。

質疑応答なし。

- ・【委員】要望だが、手話言語条例の制定により学校の総合学習で新しく手話について取り組むところに伴ってお願いがある。学校では総合学習で視覚障がい等への理解を学習していると思う、そこに手話も追加することだが、発達障がいについても小さい頃に学習することで偏見がなくなると思う。先日の条例制定記念イベントでも今井さんがそのように言っており、実は私たちもそのように思っていて、3年程前に教育員会にお願いに行ったことがあった。発達障がいについて、子どもたちに理解してもらうために私たちの方で学習をさせてもらいたいとお願いしたが、実現できなかった。ここは公の場なので、声を上げることが大事だと思い、手話言語条例とは離れるが、発達障がいについても学校の総合学習で取り組んでもらえるかと思い要望したいので、お願いしたい。

【委員】これは発達障がいだけでなく、知的も身体も精神も未だ偏見はある。所管部署は違うかもしれないが全てを取り込んで偏見のない恵庭市の行政・恵庭市民であるとしてやっていかないと、一つの障がいにこだわったものだと駄目だと思う。全体として見てやっていかないと難しいと思う。また、高齢になって聴覚に障がいが出た方は手話が使えない方もおり、そういう方には要約筆記もあるので、その辺も条例のどこかに入れてやっていくことが聴覚障がい全体にとって良いことだと思う。

【委員】教育部の総合学習の所管は教育部かも知れないが、発達障がいについて授業をすることができるペアレントメンターの方は講習も受けており発達障がいの事を伝えることができる方たちで、その育成や所管は保健福祉部だと思う。保健福祉部と教育部が連携をとることで実現してほしいと思う。

【市】承知した。

(4) 閉会